

「八尾市個人市・府民税、森林環境税の賦課事務」に係る  
 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【素案】  
 についての市民意見提出制度実施要領

1	件名	「八尾市個人市・府民税、森林環境税の賦課事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【素案】についての市民意見募集
2	目的	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)において、一定規模以上の特定個人情報(個人番号を含む個人情報)が入るファイルを保有しようとする地方公共団体は、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを国所定様式に沿って事前に評価(特定個人情報保護評価)を行うこととされており、その中で、取り扱う特定個人情報ファイルが30万人分以上となる事務については、広く市民の皆様にご意見を求めるとともに、市個人情報保護審査会等での第三者点検を受けることとされており、本市においても平成27年に評価書を作成し、一連の手続きを経て、公表しております。</p> <p>国が定める特定個人情報保護評価指針において、評価書を公表してから5年を経過する前に特定個人情報保護評価を再実施するよう定められており、今般評価書の再評価を実施したことから、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」で定める市民意見提出制度に準じて市民意見の募集を行うものです。</p>
3	事務説明	個人市・府民税、森林環境税の賦課事務においては、取り扱う特定個人情報ファイルが30万人以上であることから、評価書の再評価にあたり、評価書の作成時と同様に、広く市民の皆様にご意見を求め、市個人情報保護審査会等での第三者点検を受けた後、国の個人情報保護委員会に評価書の提出を行い、公表します。
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営む全ての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料案内及び公表方法	<p>(1)公表する資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「八尾市個人市・府民税、森林環境税の賦課事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)【素案】</li> </ul> <p>(2)公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所本館(2階市民税課、1階総合案内、3階情報公開室)、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンターに素案を設置</li> <li>・八尾市ホームページを利用した閲覧</li> </ul>
6	公表期間	令和7年5月23日(金)から令和7年6月23日(月)まで

7	意見募集期間	令和7年5月23日(金)から令和7年6月23日(月)まで (6月23日(月)必着)
8	必須記入事項	(1)タイトル 「八尾市個人市・府民税、森林環境税の賦課事務」(特定個人情報保護 評価書)【素案】 (2)住所又は所在地 (3)氏名又は団体名 (4)連絡先 (5)意見本文 ※提出された氏名等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(平成15 年法律第57号)」に基づき適切に取り扱います。 ※所定の意見提出用紙(各施設に設置、または、八尾市ホームページに掲 載)を活用する場合は、タイトルの記入は不要とします。 ※(1)から(5)の項目の内、一部でも欠けている場合は、提出意見として取 り扱いしない場合があります。
9	意見の提出方法 及び提出先	(1)持参(代理人によるものを含む。) 提出場所:市役所本館2階 財政部 市民税課 (2)郵送 : 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市 財政部 市民税課 (3)ファクシミリ : 072-924-8838 (4)電子メール : sizei@city.yao.osaka.jp (5)電子申請システム: <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/a0f970ee-f0a2-48b1-b5e7-38e88a27add0/start">https://lgpos.task-asp.net/cu/272124/ea/residents/procedures/apply/a0f970ee-f0a2-48b1-b5e7-38e88a27add0/start</a>
10	提出された意見 の取り扱い等	(1)提出された意見への、個別対応はいたしません。市民意見提出期間終 了後、提出された意見の整理を行い、資料として活用するとともに、意見に 対する案への反映可否等について、後日、情報公開室や八尾市ホームペ ージへ公表いたします。 (2)提出された意見は、住所・氏名などの個人情報を除き、そのままの形で 公表することがありますので、個人や団体等が特定されるような内容を本 文中に記入いただくことは、ご遠慮ください。 (3)意見を受領したことについて、市役所から確認の連絡は行いません。 (4)電話・口頭での意見の提出は、市民意見提出制度として取り扱いませ ん。
11	担当課 (問い合わせ)	八尾市 財政部 市民税課 電話:072-924-3822(直通)